

1 条例改正の背景・趣旨

国民のナイトライフの多様化により、ダンス規制の抜本の見直しが行われ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）の一部を改正する法律が、平成27年6月24日に公布され、1年以内に施行されることとなりました。

この度の法改正では、新設される特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定等が都道府県の条例に委任されているため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年広島県条例第29号）の改正を検討しています。

（※注 条例で制限等を定める際の基準となる政令基準が示されますが、政令については公布されていないため、平成27年9月18日から10月17日までの間に警察庁のホームページ等で意見募集手続の行われている政令案を前提として検討しています。）

※ 条例の改正素案を確認して、「ご意見記入用紙」に記入してください。

● 改正を検討している条例素案の主な項目

条例改正に関係のあるものは以下のとおりです。

- 風俗営業の規制等について
 - ・ 営業延長許容地域、営業延長許容時間
 - ・ ゲームセンター（改正後の法第2条第1項第5号営業）への年少者立入制限等
- 特定遊興飲食店営業関係（新設）について
 - ・ 営業所設置許容地域の指定
 - ・ 営業時間
 - ・ 騒音・振動の制限
 - ・ 特定遊興飲食店営業者の遵守事項
- 風俗環境保全協議会を置く地域の指定（新設）について

※ 改正する条例素案の概要等は、次のとおりです。

※ 注釈（※1～※6）は、4ページに記載しています。

2 風俗営業について

(1) 風俗営業の営業延長許容地域、営業延長許容時間

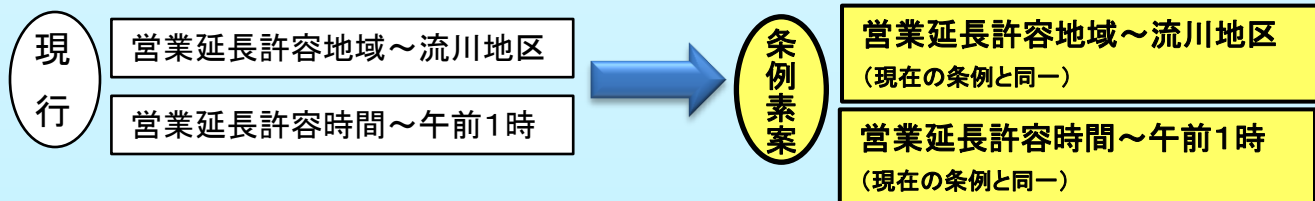
風俗営業（※1）は、原則午前0時から日出時まで（法施行後は午前6時まで）の時間に営業することはできませんが、条例で定める特別な事情のある地域（以下「営業延長許容地域」という。）については、午前1時まで営業することができます。

広島県では、現在、営業延長許容地域は、広島市中区のうち胡町1番街区から5番街区まで、銀山町、新天地1番街区、6番街区及び7番街区、田中町、流川町、西平塚町、堀川町1番街区から4番街区まで、三川町1番街区、8番街区及び9番街区、薬研堀並びに弥生町（以下「流川地区」という。）

となっています。

法改正により、風俗営業の営業時間は、政令の基準に従い、条例で定める営業延長許容地域について、午前0時以後は条例で定める時間まで営業できることとなりました。

よって、営業延長許容時間を定める必要があります。



(2) ゲームセンターへの年少者の立入制限

現在の条例では、16歳未満の者の日没後のゲームセンターへの立入りは制限されています。

法改正により、

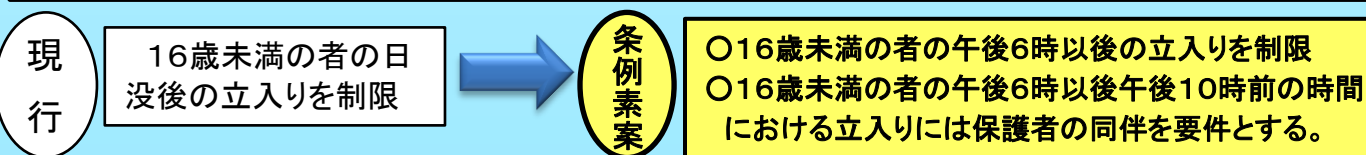
- 午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの制限について条例に委任されること（午後10時から翌日の午前6時までの立入りは法で制限される。）
- 18歳未満の者を立ち入らせる場合には、保護者の同伴を求めなければならないとする制限を条例で定めることができること
- その他必要な制限を定めることができること

になりました。

よって、

- 年齢制限を何歳にするか
- 何時から何時まで、何歳未満の者を立ち入らせてもよいか
- 何時から何時まで、何歳未満の者の立入りについて、保護者の同伴を求めなければならないか

を条例で定めることができます。



3 特定遊興飲食店営業について（新設）

（1）営業所設置許容地域の指定

法改正により、条例で特定遊興飲食店営業（※4）の営業所設置許容地域を指定する必要があります。

なお、政令の基準に従い、特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設（以下「保全対象施設」という。）の周辺は除きます。

条例素案

- 特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域は、流川地区（保全対象施設の周辺を除く。）とする。
- 保全対象施設は、病院、診療所（4人以上の患者を入院させるための施設を有するものに限る。）又は児童福祉施設（特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設に限る。）とする。

（2）営業時間

特定遊興飲食店営業については、24時間営業することが可能ですが、政令の基準に従い、条例で営業時間を制限することができます。

条例素案

特定遊興飲食店営業の営業時間を、午前5時から午前6時まで制限する。

（3）騒音、振動の制限

○ 現在の条例では、深夜における風俗営業に関する騒音（※5）の制限は、住居専用地域等は45デシベル、商業地域等は50デシベルに制限しています。

○ 現在の条例では、深夜における風俗営業に関する振動（※6）の制限は、政令の基準と同じく55デシベルに制限しています。

条例素案

特定遊興飲食店営業の騒音、振動の制限は、風俗営業の制限と同一にする。

（4）遵守事項

現行条例の風俗営業の遵守事項を参考に、特定遊興飲食店営業の遵守事項を定めることを検討しています。

条例素案

特定遊興飲食店営業の遵守事項は、下記3項目とする。

- 1 営業所で卑わいな行為若しくは容装をし、その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 2 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- 3 営業中において、営業所の客室への出入りが困難となるような施錠等をしないこと。

4 風俗環境保全協議会について（新設）

法改正により、

- 特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごと（風俗営業，特定遊興飲食店営業，酒類提供飲食店営業の営業所が集中している地域）に風俗環境保全協議会を置くように努めることとなりました。
- よって、風俗環境保全協議会を設置する場合，その地域を条例で定めることができます。

条例素案

風俗環境保全協議会を置く地域は、流川地区とする。

注釈

※1 風俗営業とは

法第2条第1項に規定されている営業で、

- キャバレー、待合、料理店、カフェ等客の接待をして客に遊興（※2）又は飲食をさせる営業
- 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、営業所内の照度を10ルクス（※3）以下として営むもの
- 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- ※ ぱちんこ屋については、条例により別の営業時間の制限があります。
- スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業となりました。

※2 遊興とは

営業者の積極的な働きかけにより客に遊び興じさせる行為

例～歌、バンドの生演奏を不特定の客に聞かせる行為

のど自慢大会等の不特定の客が参加する遊戯、ゲーム、競技等を主催する行為

※3 ルクスの例

100ルクス～街灯の下

10ルクス～ろうそくの明かり、映画館の上映前の明るさ程度

物の色と形がはっきりと分かるか否かの境界となる明るさ

1ルクス～月明かり

※4 特定遊興飲食店営業とは

法改正で新設された許可を必要とする営業で、

- ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、飲食させる営業（酒類を提供するものに限る。）
 - 深夜（午前0時から午前6時までの間）に営業をする
 - 店内の照度が10ルクスを超える
- を満たす営業です。（風俗営業には該当しません。）

※5 騒音の例

- ・ 60デシベル～普通の会話、走行する自動車内等
- ・ 50デシベル～エアコンの室外機、静かな事務所等
- ・ 40デシベル～静かな住宅地、図書館等

※6 振動の例

- ・ 65デシベル～震度2 屋内にいる人の多くが揺れを感じる
- ・ 55デシベル～震度1 屋内にいる人の一部がわずかに揺れを感じる
- ・ 45デシベル～震度0 人は揺れを感じない